



福岡医発第 1072 号 (地)
平成 27 年 7 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公 印 省 略)

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第 8 条第 1 項に規定する
医療機関の指定に係る推薦について (お願い)

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例 (平成 24 年福岡県条例第 1 号) 第 8 条第 1 項に規定する、アルコール依存症に関する診断を実施する医療機関につきましては、各医師会並びに福岡県精神科病院協会、福岡県精神神経科診療所協会のご協力により、現在、県内 8 か所の医療機関が指定されているところです。当該医療機関につきましては、現在の指定期間が平成 27 年 9 月 20 日に満了することから、同年 9 月 21 日以降の指定医療機関の選定を、別紙「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第 8 条第 1 項に規定する医療機関の指定について」により行うこととされており、今般、福岡県保健医療介護部長より別紙のとおり指定医療機関の推薦依頼が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件に御了知いただき、貴会会員へご周知のうえ、現在の指定医療機関の継続申請並びに新たに指定医療機関申請を希望される会員医療機関がございましたら貴会にてお取りまとめの上、別紙「承諾書」及び「アルコール依存症の診断を行う医師に関する証明書」を 8 月 14 日 (金) までに本会地域医療課宛ご提出くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 推薦期限：平成 27 年 8 月 14 日 (金) 必着
- 2 提出書類：①承諾書、②アルコール依存症の診断を行う医師に関する証明書

(参考)

現在の指定医療機関 (8 か所)

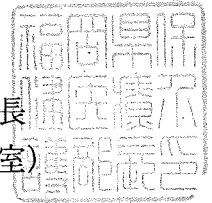
- ・新門司病院 (北九州市) ・門司松ヶ枝病院 (北九州市) ・倉光病院 (福岡市)
- ・おおりん病院 (大野城市) ・回生病院 (宗像市) ・一本杉すずかけ病院 (田川市)
- ・のぞえ総合心療病院 (久留米市)

27健第1736号

平成27年7月3日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課こころの健康づくり推進室)



福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第8条第1項に
規定する医療機関の指定に係る推薦について (依頼)

本県の精神保健福祉行政につきまして、平素から、格別の御協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成24年条例第1号)
第8条第1項の規定によるアルコール依存症に関する診察を実施する指定医療
機関について、現在の指定期間が平成27年9月20日に満了することから、
同年9月21日以降の指定医療機関の選定を、別紙「福岡県飲酒運転撲滅運動
の推進に関する条例第8条第1項に規定する医療機関の指定方針について」に
より行うこととしております。

つきましては、貴会会員に御周知いただき、下記により御推薦いただきます
ようお願いいたします。

記

1 推薦期限

平成27年8月17日(月)

2 提出書類

- ・推薦書
- ・承諾書
- ・アルコール依存症の診断を行う医師に関する証明書

理事会協議
医師会通知



福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第8条第1項に規定する医療機関の指定方針について

1 指定する医療機関について

当条例についての理解と協力を得られ、かつ、次の①又は②に該当する医師が所属する医療機関（別紙様式により診療経験、研修受講歴を確認）

- ① アルコール依存症に関する豊富な診療経験を有し、現にアルコール依存症の診断・治療に従事している医師
- ② 厚生労働省が実施する「アルコール依存症臨床医等研修 医師コース」の研修を受けた医師で、現にアルコール依存症の診断・治療に従事している医師

2 指定方法について

公益社団法人福岡県医師会の推薦に基づき県が指定する

3 指定医療機関数について

福岡、北九州、筑豊、筑後の4地域において、それぞれ1以上の医療機関を指定することを原則とする

4 指定期間について

3年とする

5 指定日

平成27年9月21日（月）

承 諾 書

福岡県知事 小川 洋 殿

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例第8条第1項に規定するアルコール依存症に関する診察を実施する医療機関として指定を受けることを承諾します。

平成27年 月 日

医療機関名

代 表 者 名

印

アルコール依存症の診察を行う医師に関する証明書

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
医 籍 登 録 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
アルコール依 存症の診断・治 療に従事した 期間及び医療 機関名	従事した期間	従事した医療機関	備 考
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	計 年 月		
公的機関から の依頼により 実施したアル コール依存症 に関する相談、 講演等の実績	時 期	内 容	
厚生労働省が実施する「アルコール依存症臨床医等研修 医師コース」の受講歴の有無及び受講期間		有 ・ 無	
		年 月 日 ～ 年 月 日	
その他の経歴等 (アルコール依 存症に関する所 属学会、アルコー ル依存症に関す る研究報告等)			

当院に所属する医師について、上記のとおり証明します。

医療機関名 _____
 管理者名 _____ 印

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例について

1 条例制定の経緯

- ・ 飲酒運転事故件数が全国の中でも多い状況が継続
- ・ 平成 18 年：飲酒運転による重大事故の発生（幼児 3 人が犠牲に）
- ・ 平成 21 年：県の飲酒運転事故件数が全国最多
- ・ 平成 23 年：飲酒運転による重大事故の発生（高校生 2 人が犠牲に）
- ・ 平成 24 年 2 月：議員の提案により可決成立（施行：平成 24 年 4 月、一部同年 9 月）
- ・ 平成 27 年 2 月：条例改正（施行：平成 24 年 4 月、一部同年 9 月）

2 条例の概要

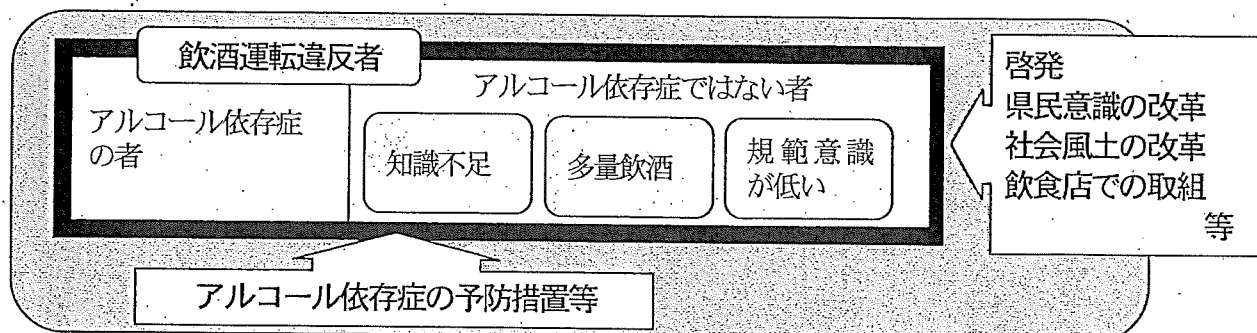
(1) 飲酒運転の背景及びそれを踏まえた条例による取組み

【背景】

- ・ 飲酒運転の危険性等に対する社会的認識の甘さがある。
- ・ 飲酒運転検挙者の中には、アルコール依存症が疑われる方や多量飲酒者も多数存在する。（警察庁の研究報告書より）

【取組み】

- ・ 常習者の徹底的な自己啓発、県民意識・社会風土の改革、飲食店等における運転者に飲酒運転をさせないための取組みを推進する。
- ・ 啓発は功を奏しないとされている者に、特性に応じた適切な予防措置を講ずる。（アルコール依存症等の予防措置及び治療の促進）



○参考 1 AUDIT の点数が高い者の割合

(1) 警察庁委託調査研究報告書（平成 21 年 3 月）

* 停止処分者講習・取消処分者講習の受講者に調査を実施

	回答者全体	飲酒運転違反者	飲酒運転再犯者
AUDIT 8 点以上	28.9%	55.4%	65.7%
AUDIT 13 点以上	12.7%	32.2%	40.2%

(2) 成人の飲酒行動に関する全国調査（2013 年）

	男性	女性	全体
AUDIT 12 点以上	10.2%	1.4%	5.3%
AUDIT 15 点以上	5.1%	0.7%	2.6%

(2) アルコール依存症についての取組み

○条例改正前 (H24. 9. 21～)

- ・ 1 回目の飲酒運転違反者⇒指定医療機関の受診努力義務
- ・ 2 回目の飲酒運転違反者⇒指定医療機関の受診・報告義務

○条例改正後 (H27. 9. 21～)

- ・ 1 回目の飲酒運転違反者⇒指定医療機関の診察又は飲酒行動に関する指導を受ける義務
- ・ 2 回目の飲酒運転違反者⇒指定医療機関の受診命令・報告義務

○参考2 指定医療機関 (平成27年4月1日現在: 8病院)

新門司病院	おおりん病院
門司松ヶ枝病院	回生病院
倉光病院	一本松すずかけ病院
雁の巣病院	のぞえ総合心療病院

(3) その他の主な取組み

①飲酒運転撲滅宣言企業

ア 対象

事業者

イ 取組内容

飲酒運転の撲滅を宣言し、下記事項等を記載した「飲酒運転撲滅推進計画」の策定等の取組を行うよう努める。

- ・管理体制に関する事項
- ・社内処分にに関する事項
- ・従業員等に対する啓発・検診 等



平成27年3月末現在登録数
23,078業所

②飲酒運転撲滅宣言の店

ア 対象

酒類を提供する飲食店営業者

イ 取組内容

以下に掲げる措置等を講じることにより、飲酒運転の撲滅に取り組む旨の宣言を行うよう努める。

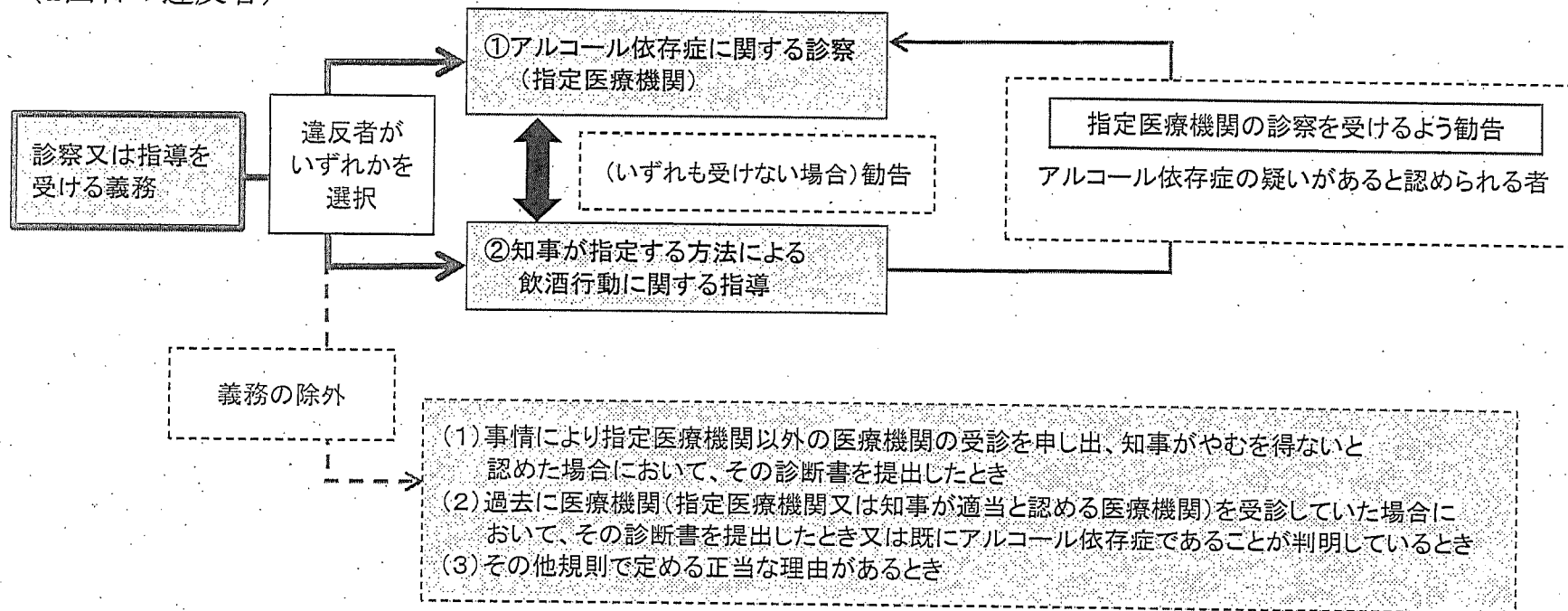
- ・車両利用の有無の確認
- ・帰宅方法やハンドルキーパーの確認
- ・運転代行の紹介 等



平成27年2月末現在登録数
4,060店舗

飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の受診義務等に係るフロー図(平成27年9月21日施行)

(1回目の違反者)



(2回目の違反者)

